学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

豊 中 市 立 豊 島 西 小 学 校
令和５年（２０２３ 年） ４ 月 １ 日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『生きる力を学び　ともに育つ子ども』を教育目標とし、「自ら考える子ども」「豊かな心を持つ子ども」「健康で明るい子ども」を目指す子ども像としている。なかでも人権尊重の精神に基づいた人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3　いじめ防止のための組織

(1) 名称「子どもサポート委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、児童生徒支援加配（生指担当者）、各学年代表、養護教諭、支援学級担任、（教育相談員、スクールソーシャルワーカー等）

(3) 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　年間計画の企画と実施

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各取組の有効性の検証

ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

4　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊島西小学校　いじめ防止年間計画				
	1.2 年	3.4 年	5.6 年	学校全体
4月	学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み（学級活動） 個々の児童の状況についての引継ぎ 保護者に学級・学年づくりの方針等説明 （学級通信、学年だより）	学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み（学級活動） 個々の児童の状況についての引継ぎ 保護者に学級・学年づくりの方針等説明 （学級通信、学年だより）	学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み（学級活動） 個々の児童の状況についての引継ぎ 保護者に学級・学年づくりの方針等説明 （学級通信、学年だより）	いじめ防止基本方針の検討 （職員会議） いじめ対策に関わる職員の共通理解（職員会議） 気になる児童の状況について情報交換 （子どもを語る会） 保護者への相談窓口周知 （学校だより）
5月	校区の状況、地域での子どもの様子の把握 （校区訪問）	校区の状況、地域での子どもの様子の把握 （校区訪問）	校区の状況、地域での子どもの様子の把握 （校区訪問） 修学旅行と修学旅行に向けた活動をする中で、人間関係づくり（６年） 林間学舎と林間学舎に向けた活動をする中で、人間関係づくり（５年）	いじめの状況調査（市教委） 子どもを語る会で出た話をもとに、組織的な対応を進める。（サポート委員会） 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）

6月		こころとからだのアンケート　実施・回収 こころとからだのアンケートの結果に基づく取り組み 校外学習を通した人間関係づくり（４年）	こころとからだのアンケート　実施・回収 こころとからだのアンケートの結果に基づく取り組み	いじめの状況調査（市教委） こころとからだのアンケート　集約・分析 子どもを語る会 サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
７月	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） １学期の振り返り （学級活動）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） １学期の振り返り （学級活動）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） １学期の振り返り （学級活動）	いじめの状況調査（市教委） 子どもを語る会 サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会） いじめの状況調査（市教委） 校内教職員研修 （人権課題） 校内教職員研修 （人権課題）
8月				子どもを語る会 校内教職員研修 （国語科授業づくり） 校内教職員研修 （人権課題）
9月	運動会を通した人間関係づくり	運動会を通した人間関係づくり	運動会を通した人間関係づくり	いじめの状況調査（市教委） 子どもを語る会 サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
10月		こころとからだのアンケート　実施・回収 こころとからだのアンケートの結果に基づく取り組み	こころとからだのアンケート　実施・回収 こころとからだのアンケートの結果に基づく取り組み	いじめの状況調査（市教委） こころとからだのアンケート　集約・分析 子どもを語る会 サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
11月	音楽発表会を通した人間関係づくり	音楽発表会を通した人間関係づくり	音楽発表会を通した人間関係づくり	いじめの状況調査（市教委） 子どもを語る会 サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
12月	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） ２学期の振り返り （学級活動）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） ２学期の振り返り （学級活動）	家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 （個人懇談） ２学期の振り返り （学級活動）	子どもを語る会 いじめの状況調査（市教委） サポート委員会 生活指導上の課題について協議（生活指導部会）
1月				子どもを語る会

2月				サポート委員会 いじめの状況調査（市教委） 生活指導上の課題について 協議（生活指導部会） 子どもを語る会 サポート委員会 いじめの状況調査（市教委） 生活指導上の課題について 協議（生活指導部会）
３月	１年間の振り返り （学級活動）	１年間の振り返り （学級活動）	１年間の振り返り （学級活動）	子どもを語る会 生活指導上の課題について 協議（生活指導部会） 年間の取り組みの検証 いじめの状況調査（市教委）

※　令和４年（2022 年）４月 27 日現在の予定で記入している。状況によって、変更がある。

※　研究授業・公開授業・研究協議会については、実施時期・実施学年が決まっていないので、記入していない。

※　年間を通して、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を交えた会議、相談活動。

※　年間を通して、児童登校時の見守り・指導

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

本校では、毎月１回「子どもを語る会」を開催し、各学級から気になる児童についての情報交換及び課題の共有を図っている。それを受け、「子どもサポート委員会」を毎月１回開催し、組織的対応の必要性や具体的対応策等を検討する。また、年２回中・高学年の児童を対象に「こころとからだのアンケート」を実施し、実態の把握に努めている。年度末には取組みの進捗状況、各事案の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そこで本校では、すべての児童が安心･安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加･活躍できる学校づくりを進めていくことに取組んでいく。特に「集団づくり」については、学校全体で計画的に実践・推進していく。

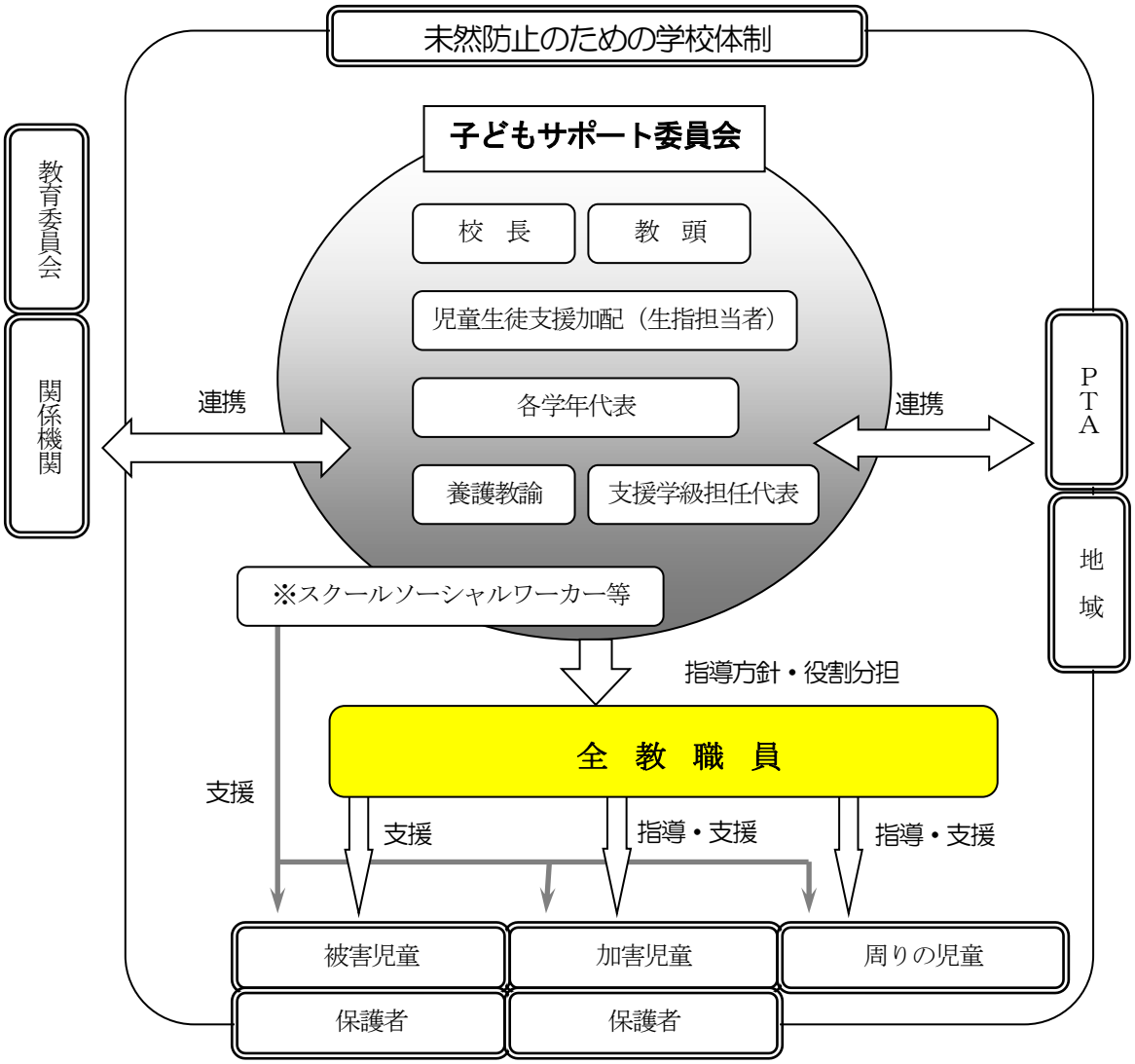

2　いじめの防止のための措置

(1) わかる授業づくりを進める。すべての児童が授業に参加できる、学習場面で活躍できるための授業改善は、学力向上にも指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

(2) 集団づくり、社会性の育成に努める。いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

(3) 指導の在り方に注意を払う。教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする点に注意する。

⑷ 自己有用感や自己肯定感を育む。他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった気持ちを獲得していくことが重要である。

⑸ 児童会で取組みを行う。児童自らいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。本校では、次の３点を早期発見に向けた教職員の姿勢とする。

①児童の些細な変化に気づくこと。

②気づいた情報を確実に共有すること。

③情報に基づき速やかに対応すること。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴ 実態把握の方法として、「こころとからだのアンケート」を年２回実施する。

⑵ 保護者と連携して児童を見守るため、連絡を密にとる。

⑶ 日常的な相談は、児童生徒支援加配（生指担当者）・養護教諭、場合によっては管理職が当たる。

⑷ 「学校だより」「学年だより」等により、相談体制を広く周知する。

⑸ 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、管理職と担当等の関係者で慎重に協議を行い、校長が取りまとめる。

第４章　いじめに対する措置

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

⑵ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生指担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（子どもサポート委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑶ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

⑷ 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑸ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、子どもサポート委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

4　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

⑴ 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

⑵ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

⑶ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワー

カー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

⑵ いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　ネット上のいじめへの対応

⑴ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、子どもサポート委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑵ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童・保護者の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑶ 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。